

令和元年 5 月

関係者各位

林業・木材製造業労働災害防止京都府支部

労働安全衛生規則の改正に伴う伐木等の業務に関する  
特別教育（補講）のお知らせ

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 11 号）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 32 号）が、平成 31 年 2 月 12 日にそれぞれ公布又は告示され、特別教育に係る規定については、令和 2 年 8 月 1 日適用されます。

このことに伴い、これまでに当該特別教育を受けた労働者が令和 2 年 8 月 1 日以後にチェーンソーによる伐木等の業務を行う場合は、業務を行う前までに、事業者は、追加された教育内容についてこれまで労働者が受講した内容別に補講を行う必要があります。

京都府支部では、下記により補講を実施しますので必要な方はこの機会に受講されますよう御案内申し上げます。

記

1 日程

開催日	時間	受付	講習会場
令和元年 7 月 25 日（木）	午前の部又は午後 の部で受講してく ださい。	開始時の 20 分前から受 付を行いま す。	京都府立口丹波勤労者福祉会館 （南丹市八木町西田金井畠 9） 定員：100 人×2
令和元年 8 月 9 日（金）	午前部 9 時～12 時 午後部 13 時～16 時		三段池公園総合体育館 （福知山市字猪崎 377 番地の 1） 定員：90 人×2
令和元年 8 月 27 日（火）			京都府立丹後勤労者福祉会館 （京丹後市大宮町河辺 3355） 定員：42 人×2

※9 月以後の実施については決まり次第、（一社）京都府木材組合連合会ホームページに掲載します。

2 受講料

5,400 円（受講手数料 4,320 円、テキスト代 1,080 円。税込）

3 受講資格

労働安全衛生規則第 36 条第 8 号の特別教育修了者（※）

※京都府支部では同条第 8 号の 2 の特別教育修了者への補講計画はありません。

4 申込先

〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町 41-3

林業・木材製造業労働災害防止協会 京都府支部

電話：075-802-2991

## 5 申込方法

- ① 事前に電話で仮申し込みをしてから受講料を添えて別添申込書を提出（持参又は郵送）してください。
- ② 申込書には次のものを添えてください。
  - ・「伐木等業務従事者特別教育修了証」の写し（※）  
※写真が貼付されている面
  - ・写真1枚（縦3.6cm、横2.5cm。ポラロイド、コピー不可。裏面に氏名を記入。）

(注)・修了証に記載の氏名・住所に変更がある場合は「修了証記載事項変更届」を併せて提出してください。  
・修了証を紛失した場合は「紛失届」を提出してください。なお、紛失した修了証の記載事項（氏名・住所）に変更がある場合は「紛失届」の下欄に変更後の内容を記載してください。

- ③ 申込書を郵送する場合は受講料を下記あてに振り込んでください。（振込手数料は御負担願います。）
  - ・京都中央信用金庫 三条支店 普通預金 515060  
林材業労災防止協会  
(リンザイギョウロウサイボウシキョウカイ)
  - ・京都銀行 二条駅前支店 普通預金 1055624  
林業・木材製造業労働災害防止協会  
(リンギョウモクザイセイゾウギョウロウドウサイガイボウシキョウカイ)

## 6 申込期限

開催日	申込期限
令和元年 7月 25日 (木)	令和元年 7月 4日 (木) まで
令和元年 8月 9日 (金)	令和元年 7月 19日 (金) まで
令和元年 8月 27日 (火)	令和元年 8月 6日 (火) まで

## 7 その他

- ① 防護ズボン又はチャップスを持参してください。
- ② 受講申し込み後の受講料の返却は致しかねますので御了承ください。
- ③ 申込者には、後日受講票（はがき）を送付します。
- ④ 当日、受付時に本人確認をしますので、受講票及び本人確認ができるもの（運転免許証等）を持参してください。
- ⑤ 駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関の御利用や乗り合わせなど御協力をお願いします。また、満車の場合は自己責任で確保してください。
- ⑥ テキストは講習会場でお渡しします。
- ⑦ 修了証は当日お渡ししますので印鑑を持参してください。
- ⑧ 伐木等業務従事者特別教育修了証を紛失されている方は確認手数料が必要になります。  
(手数料：1,080円。税込)